

■建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料(法第11条第1項又は第12条第2項)(1／2)

R7.4.1→R8.4.1

① 非住宅で評価手法が簡易な計算方法の場合

計画変更又は軽微変更該当証明書※2				
延べ面積 (m ²)	建築基準法上の用途が 「工場等※1」	建築基準法上の用途が 「工場等」以外	建築基準法上の用途が 「工場等」	建築基準法上の用途が 「工場等」以外
300未満	18600→ 18,790	86200→ 87,130	9300→ 9,410	43100→ 43,580
300以上 2000未満	37100→ 37,550	144600→ 146,090	18500→ 18,790	72300→ 73,060
2000以上 5000未満	94200→ 95,170	234100→ 236,540	47100→ 47,600	117000→ 118,290
5000以上 10000未満	141900→ 143,410	305700→ 308,970	70900→ 71,720	152800→ 154,470
10000以上 25000未満	176400→ 178,250	367400→ 371,210	88200→ 89,140	183700→ 185,620
25000以上	218800→ 221,130	431000→ 435,530	109400→ 110,580	215500→ 217,780

② 非住宅で評価手法が標準入力法の場合

計画変更又は軽微変更該当証明書※2				
延べ面積 (m ²)	建築基準法上の用途が 「工場等」	建築基準法上の用途が 「工場等」以外	建築基準法上の用途が 「工場等」	建築基準法上の用途が 「工場等」以外
300未満	22500→ 22,810	225500→ 227,830	11200→ 11,420	112700→ 113,930
300以上 2000未満	42400→ 42,910	364700→ 368,530	21200→ 21,410	182300→ 184,280
2000以上 5000未満	100800→ 101,870	520600→ 525,980	50400→ 50,950	260300→ 263,010
5000以上 10000未満	149200→ 150,850	641300→ 647,920	74600→ 75,410	320600→ 323,910
10000以上 25000未満	184300→ 186,290	758000→ 765,840	92100→ 93,160	379000→ 382,940
25000以上	228100→ 230,510	864800→ 873,710	114000→ 115,270	432400→ 436,870

※1 工場等…工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 軽微変更該当証明書…計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更(軽微な変更ルートC)の場合に交付する証明書

備考

- ・増改築については、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。

■建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料(法第11条第1項又は第12条第2項)(2／2)

R7.4.1→R8.4.1

③ 住宅の場合

				計画変更又は軽微変更該当証明書※1			
延べ面積 (m ²)		仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
戸建	~200m ²	17200→17,450	25200→25,490	33800→34,200	8600→8,740	12600→12,760	16900→17,120
	200m ² 超	18600→18,790	27800→28,170	37800→38,220	9300→9,410	13900→14,100	18900→19,130
共同	~300m ²	32500→32,860	50400→50,950	68300→69,040	16200→16,450	25200→25,490	34100→34,540
	~2000m ²	56400→57,050	84900→85,790	114000→115,270	28200→28,570	42400→42,910	57000→57,650
	~5000m ²	102100→103,210	147900→149,440	194300→196,340	51000→51,620	73900→74,740	97100→98,190
	5000m ² 超	154500→156,140	216200→218,450	278500→281,430	77200→78,090	108100→109,240	139200→140,730

※1 軽微変更該当証明書…計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更(軽微な変更ルートC)の場合に交付する証明書

備考

- ・増改築については、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。

④ 複合建築物の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(③)と非住宅部分の手数料(①または②)の合計とする。